

一 経過

交渉状況

(A) 七月卅一日既報仲介者伊藤六次郎方ニ於テ勞資會見折衝シタルが要求事項ノ大体ニ付テハ互譲シタルモ爭議手当支給問題ニ付双方態度強硬ニシテ譲ラズ再會ヲ約シテ袂別シタリ

(B) 翌八月一日更ニ伊藤方ニテ勞資會見シタルが事業主が爭議費用支出ヲ認メタル為メ別記解決條件ヲ双方トモ承認誓約書ヲ交換解決シタリ

右及申(通)報候也

別表

要求事項ニ對スル解決条件

一 賃金ニ割値上げ

本件ハ職工側ヨリ譲歩ニ爭議前ニ於ケル常備日給ヲ以テ職工側承認

二 解雇絶対反対

本件ニ関シテハ工場ノ都合上萬一ハ得ハル時ニアラサル限り濫ニ解雇セズ

三 夜業時三十分ノ食事時間ヲ給スルコト

本件ハ工場主側承認

四 年二回ノ賞與支給

本件ハ職工ノ勤勉ノ程度ニ依リ幾分ノ賞與ヲ為スコトアルベシ

五 臨時休業時ノ手当支給

本件ニ平シテハ長期ニ亘ラサル限り給與ス

六 皆勤手当ノ支給

本件ハ工場主ノ設定ニ任セ其ノ程度ヲ決定ス

七 年末締切期間ヲ二十九日進トス

工場主側承認

八 各任事ノ配当人ヲ一人トスルコト

本件ニ干シテハ主人其ノ任ニ當ル